



循環 第 1124 号  
平成 26 年 3 月 28 日

各市町村長  
廃棄物処理業者 殿

山形県環境エネルギー部長

「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」について（通知）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による災害廃棄物の受け入れに関して、同震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染に対処し、県民の安全安心を確保するため、平成 23 年 8 月に山形県として「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」（平成 23 年 8 月 30 日付け循環第 624 号、山形県生活環境部長通知、平成 24 年 3 月 29 日付け循環第 1313 号で一部改正。以下「基本的な考え方」という。）を示しモニタリング等を実施してきたところです。

今般、県民、県内各自治体や各廃棄物処理業者の御理解と御協力により、災害廃棄物の広域処理については平成 26 年 3 月末で完了する見込みとなったところですが、一方で、一般廃棄物、産業廃棄物ともに放射性物質による汚染が引き続き確認されていることから、平成 26 年度以降の基本的な考え方の運用を次のとおり取り扱うこととしましたので、適切に対応してください。

## 記

### 1 全般的事項

東日本大震災の発生から 3 年が経過し、その間に放射性物質の汚染状況の把握が進んできたことを考慮し、平成 26 年度以降は、搬入される廃棄物の放射性セシウム濃度の測定や処理施設に関するモニタリング等について実態に応じて適宜頻度等を減じた運用とします。

なお、原子力発電所からの放射性物質の新たな放出等状況に変化が生じた場合には、再度、「基本的な考え方」に基づき、従前のモニタリング等の対応をするものとします。

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）に基づく特別な維持管理基準による各種測定は、引き続き特別措置法に基づき実施する必要があります。

「基本的な考え方」の趣旨である県民の安全・安心の確保のため、県内に廃棄物を搬入する排出事業者は、受け入れる廃棄物処理業者とも調整を図り、県内に搬入する廃棄物の放射性物質濃度のより一層の低減に努めるものとします。

## 2 搬入前の測定結果の報告

### (1) 県外一般廃棄物

従前どおりの取扱いとします。

### (2) 県外産業廃棄物

前年度から継続して搬入する場合で、1年以上にわたる測定結果があり、搬入する廃棄物の発生状況等から放射性物質濃度に大幅な濃度増加がないと想定できる場合には、原則として測定頻度を3ヶ月毎に1回とします。

なお、新規で搬入する場合等、前記に該当しない場合には、従前どおりの取扱いとしますが、データの蓄積状況等に応じて、前記の取扱いに移行するものとします。

測定結果については、従前同様、県に報告するものとします。

## 3 空間放射線量率の測定

処理施設の敷地境界については、搬入される廃棄物のチェックの一環として当面の間測定を継続しますが、周辺地区については、災害廃棄物等の受け入れに伴う明確な影響（空間放射線量率の上昇）が確認されていないことから、原則として測定不要とします。

## 4 放流水等の測定

最終処分場の放流水、浸透水、周縁地下水、排水処理に伴う脱水汚泥等、焼却施設の排ガス、燃え殻、ばいじん等に係る放射性物質濃度の測定頻度は、原則として半年に1回とします。

なお、特別措置法に基づく特別の維持管理基準に基づき放射性物質濃度測定が必要な場合には同法に基づき測定し、測定結果を保存する必要があります。また、特別措置法に基づく測定のほか、自主測定も含めて放流水等の放射性物質濃度を測定した際は、従前同様、測定結果を県に報告するものとします。

【担当】循環型社会推進課

廃棄物対策担当 後藤

TEL : 023-630-2236